

## 令和元年度 第1回 市民福祉総合政策学識者会議 議事録

日時：令和元年6月20日（木） 14時から16時まで

場所：尼崎市立すこやかプラザ 多目的ホールB室

### ○事務局（高橋課長）

それでは、定刻となりましたので、第1回市民福祉総合政策学識者会議を始めたいと思います。

本日は、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。この市民福祉総合政策学識者会議につきましては、平成30年11月から平成31年3月までの間に、全3回に渡り、本市の福祉分野別計画や、地域振興体制の再構築、次世代育成支援対策推進行動計画といった内容を踏まえた今後の協議内容について、ご検討いただきました。

そして、平成31年3月28日（木）に開催されました平成30年度第2回尼崎市社会保障審議会において、設置が承認され、今回が第1回目の開催となります。

それでは、ここからの議事進行につきましては、座長の松原委員長にお願いします。

### ○座長（松原委員長）

それでは、議事に移る前に資料の確認を事務局からお願いします。

### ○事務局

配布資料の確認を実施。

#### (1) 市民福祉総合政策学識者会議の調査審議事項について

### ○座長（松原委員長）

それでは、「報告事項 (1)市民福祉総合政策学識者会議の調査審議事項について」に移ります。事務局、説明をお願いします。

### ○事務局

資料に基づき、説明。

### ○座長（松原委員長）

正式の会議は今日が第1回目ということですので、どういう設置主旨というか、これからどうということを審議していくのか、どういう性格のものなのかを確認していくものです。社会保障審議会の中に設置されていて、各分野、分科会をまたいでいく。場合によっては、こども子育て審議会も含めた内容ということで審議していこうと。

とりわけ、こういう分科会があるように、分野別の計画が昨今は進んでいるが、そのつながり、あるいは漏れという問題。更には分野横断的ということで、住まい、所得補償、就労といったことも入ってくるかと思う。そういう包括的な支援ということで。まあ、これはサービスだけではなくて、実はガバナンスの問題もある。おそらく、情報ですね。行政や支援している団体などがもっている情報と地域住民や社会資源に関する情報をどういう風な形で、情報のやり取り、あるいはコントロールをするのかということも、実は(2)の包括的な支援に入ってくるのかもしれない。

さらには、尼崎市が今年度から正式に力を入れているというか、職員を配置してまちづくり、地域振興ということで取り組んでいるので、それと従来更に重複していた福祉サイドでの自治会活動やまちづくりとの住み分けと連携という、尼崎市固有の問題としてあるんじゃないのかということで(3)が入っている。まだまだ先ほど申しましたように、走り

ながら考えていくというのが、この会議である。

また後で日程もでてくるが、具体的にここで意思決定をして、建言というか、建議等々もし得る。また、しなければならない。というふうに理解している。

審議内容の中のどれにとりわけ力を入れるのか。あるいはどれも関係しているので、この3つの括りではなく、別の括りでもということも視野に入れて、今年はやってみたらどうだということで、ご提案いただければと思います。

ご提案もご質問も含め、まずはここまで間で、ご意見、ご質問等あればどうぞ。前田委員、どうですか。

#### ○前田委員

調査審議内容というふうに記載されているので、ある程度調査機能を有させていただいているのかと思うので、直球でお聞きしますが、予算はどれくらいつくのでしょうか。例えば、調査に関する予算であったり。皆さんの報告をもとに、それを聞くのが調査なのか、あるいは例えばアンケートのような形まで踏み込まれてくれるのか。

#### ○高橋課長

アンケートをすることがもし必要というのであれば、予算のほうも調整させていただこうかとは思っていますが、年度途中ですので、予算がつかかどうかということもあります。

また、来年度ですが、地域福祉計画改訂の調査がありますので、来年度には地域福祉計画のほうでは、調査をしたいと考えています。また調査項目等の設定については、ここの議論を反映させていかなくてはならないのかなとも思っています。

#### ○前田委員

すみません、どうしても私、予算が気になる人間なもので。

#### ○松澤副委員長

参考2はよくまとめてくれていると思う。昨年度は我々も自由に意見を言わせていただいたこともあってかなり風呂敷を広げた格好になっていると思う。

理由は、当然ながら各計画をまたぐような総合的な、あるいはそのという言い方をしているので、間口は広がっているのだが。

で、実際、今我々の調査審議の内容はこうなんだというと、絞りをかけなければならぬ。従来は、分野別で絞ってそれぞれ計画を作ってきたがそのやり方ではだめだと言って、今回我々はやっているのだから、そうすると今度は具体的に何か審議していくためには、ひとつは全体をどうするのかということで、何かの形でどこかに焦点を絞るとか、何かに焦点を当てるとかという形で、検討したうえで、そこで出てくる計画の相互乗り入れとか、あるいは政策の相互連携ということはこうしなければいけないということをきちっとやらないとうまくいかない。そのための処方箋は何だろう。といった展開なると思うが、そこがまだはっきりしない。なので、そこをどうするか。これが我々の協議のテーマでもあるし、今日はどちらかというと、我々以外は役所の方なので、そういう意味では府内連携をしている状態なわけで、そこに我々が意見を言ったり、どうなんだと聞いたときに、あちこちから意見が出てきたときに「ここ焦点をあてましょう。」「ここが核にならないといけないです。」「この政策を基軸にしていろんなものを寄せていきましょう」みたいな話ができるのかなあと。それが、従来の審議会。で、自治体の政策の方向性を決めるのが、計画であるならば、その計画の進め方について相互乗り入れするということなので、ちょっと視点が従来と違うのではないかと思う。まあまだはっきりしないけれど。

### ○松原委員長

具体的にどのように進めるのかということも、かなりテクニカルな話、仕組みの話だが、もう少し全体像の中での、ガバナンスにも関係するようなことを、この会議でやる。

行政の組織の中では、どんなふうに繋げていくか、庁内で横断的に連携していくか、を協議すると思うが、やはり審議会でやるということは、もちろんそれにお役に立てるのあれば、それに越したことはないけれども、もう少し、新たな今までの、まあ、行政組織は縦割りでやるのは当たり前で。それが一番効率的だった。ところが、こういう生活問題や分野横断的な話で、さあ地域包括ケアだと言い出した時に、今までのそういう仕組みでは間に合わない。じゃあ、どんな新しい仕組みをとるんだと。お金、人、情報、権限。そういうことを含めてガバナンスと私は呼びたい。そういうところでどうあるべきなのかというところに、一方では軸を置きながら、具体的には「こういう案件ではこうしたらどうですか」というテクニカルな詰めをせっかくこういう庁内の最前線の方が来られているのだから、これをもう片方の軸にしていく。そうすると、かなりプラクティカルな提言ができるんじゃないかなと思う。

### ○松澤副委員長

回数や時間が限られているので、我々が意見を述べるとことと、所管課のほうで少し協議して整理をしていただく。あるいは担当部局が協議をしていただいて、これとこれでどうでしようかというのをまとめていただく。というような関係性みたいなものをはっきりしないと。担当課も困るし、関連部局も自分たちが何をするのかと困る。まあそういうことを祈るが。というところを、整理しておかないと、ちょっとしんどいかも知れない。実はこの間、資源情報の共有の件で、会議があつて。その時も同じような話になった。

### ○松原委員長

やはり横断的なことというか、そういう地域情報や社会情報を地域カルテというもので一つにして、部署によって全然ばらつきがあってどこまで整合性、画一性のあるものにつくるかということの必要性について、市長がおっしゃっていた。けれども、まあ市長がそれを踏まえてどのような庁内の体制を作ろうとしているのか。我々もそれを受けたうえでなければとも思う。神戸では「つなぐ課」という部署を作った。例えば、今だったらひきこもり。これについてあちこちの関連部局があるのでつなぐ課が、全体を調整する役目を担っていると聞いている。どれだけ効果ができるかはこれからだが。そういう風な仕組みをつくるのか、あるいは先ほどいったようなどこか案件によっては司令塔に。連携といってもどこかが要にならないと。コーディネート機能がないですから。そうすれば、要になるところが、権限とか情報の集中とかができるのかどうか。そういう問題が出てくる。これはなかなか、役所の中の話なので、むしろ市長がお考えにならいいことで。我々がつべこべ言える話ではないけれど。やっぱりこうしたほうが動きやすいですよ、とか、ここにあるような分野別計画の連携とか、包括的な支援のあり方とか、まちづくり施策との連携、というのであったらこういう仕組みが必要ですよ、みたいなことを申し上げることはできると思う。

### ○松澤副委員長

尼崎市の中でも市社協がそうであるし、南北の保健福祉センターもそうであるし、子ども関係のワーカーの方がいて実際の事例をたくさんお持ちだと思う。また、他市においても、神戸市の場合はネットワーカーという呼び方をしているが、これは生活支援コーディネーターと地域福祉活動専門員を合わせた様な役割で社会福祉協議会に配置されている。この人たちが関わっている事例も多岐にわたっている。発達障害、精神障害、知的障害、と、その親御さんの関係であったりだと、ひきこもりあるいは登校拒否と、母子とか。ゴミ屋敷。経済困窮の問題。それらは必ずと言っていいほど、複合しているが、ワーカー

たちが関わるのは、入り口のところで、最初に見えている問題に対して対応していく中で実は、もう少し課題が輻輳しているとかがだんだんわかってきて、それに対して、行政、それから地域包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会等々が役割をもって、果たし具合でそれぞれうまく入っていったりだと、相談し合って対応していくっていうことだが、でもまだ本質的にその問題を解決するまでには突っ込み切れていないというのが、尼崎の場合も神戸の場合も見える。そのあたり、どうすればできるようになるんだろうという、ポイントになるところで、今、ぼちぼちそんなことが。いっても行政内部でもうそうだし、関係機関や専門機関でもそうだが、それをやらなければならないという認識をもっているところに来ている。それに対して、こちらがなにか、「ぜひともそうしてほしい」「そうしましょう」という提案ができれば。だいぶ皆さんのお仕事の後押しというか、背中を押すというと大変失礼な言い方かもしれないが。

#### ○荻田委員

この学識者会議の中で回転軸、どこを中心にはかに波及させていくのかというところを、絞り込みながらやっていくほうがほかに波及させれるのかと考えている。

三つの矢があるとすれば、(1)から(3)のものがあるとするならば、すべてを満遍なくというやり方もあるとは思うが、まずは動き出しているものであったりとか、ほかに波及効果がありそうなものから集中的に審議するというやり方もあるのかなと思いながら議論を聞いていた。

#### ○松澤副委員長

それは、テーマのことなのか。動く人のことをさすのか。

#### ○荻田委員

例えば、分野横断的な包括的支援のあり方というのがあって各庁内連携の在り方を考えていきましょうというのをここで協議していくのがいいのではないかと判断した。

#### ○松原委員長

今おっしゃっていることは、協議事項の今後の進め方にも影響しますし、地域福祉推進協議会に我々がどのうように関わっていったらいいのか、お手伝いできるのかということにも関係してくると思う。だから、具体的なとっかかりとして、地域福祉推進協議会があるので、そこをフィールドにして、我々が色々な提言をするというのも一つ具体的な方法かなと思います。それでは、議論を前に進めましょうか。先ほどの審議事項の協議から、市民福祉総合政策学識者会議においては、「尼崎市版地域共生社会」が一つのキーワードになると考えます。(2) 「第4期兵庫県地域福祉支援計画」及び「地域共生社会の実現に向けた社協活動指針」について、荻田さん説明をお願いします。

#### ○荻田委員

県の第4期の地域福祉支援計画が今年度スタート年で、昨年度策定されました。策定にあたって議論されてきた内容についてご報告させていただきます。

内容的には、これまでの尼崎市の地域福祉計画であったり、社保審などのこういった会議の場で議論してきた内容とほぼイコールですので、目新しいものがあるわけではありませんが。

資料4をご覧ください。まず兵庫県の地域福祉支援計画と社協活動指針、この二つの関係性ですが、どんな問題意識で作成してきたかといいますと、2017年に兵庫県社協の方に地域福祉政策研究会という政策研究会を作りましてそこに県行政であったり地方政府の委員の方々、社共、民生委員等に入っていただいて今の地域福祉政策の流れをどう分

析して現場対応としては、どう解釈すべきかことの議論をしてきました。

それを下敷きにしながら県の支援計画の議論、社共活動指針を作つてきました。そのため、議論のベースになったのはこの政策研究会での議論になっております。

なぜこの政策研究会を設置したのかというところですが、大きくは理由が3つありました。

1つは地域共生社会というのが政府の方から國の方から強く言われております。2000年の基礎構造改革で国民みんなの福祉というステージから次の地域共生社会となつたときに、この一連の政策動向を現場でどんなふうに解釈していくのかということについて明らかにしていく必要があるだろうと。ということでこの研究会を設置しました。特に問題意識として強かったのが全国的に、総合相談というところ。今回包括的な支援体制も中に含まれていますが、総合相談づくりというのが制度の狭間の対応ということで、単にその受け皿づくりということで地域力を強化しましょうという流れは、地域福祉の現場からすると、少し違う解釈でこれを受け止めなければいけないのじやないかということと、総合相談との流れのからみで、今回の指針を考えています。

もう一つ最後は、今まで地域福祉を進める実施主体というと、アクターとしては当事者ボランティアを含めた地域住民と福祉専門職、専門施設みたいなところが中心だったが、それに加えて地域福祉がこうやって政策化されることは、自治体行政職員もそこにアクターとして加わってくるということになるので、今回の地域福祉支援計画の策定段階では自治体行政との共通認識づくりが必要だろうということで、実は第3期まではそういった研究会を設けて1年早く議論するということはしていなかったが今回、第4期の県地域福祉支援計画策定にあたっては、まず下準備として1年前倒しで県社協の方で研究会を設けて共通認識を持ったうえでそれぞれの策定にあたるという流れにさせていただきました。

地域福祉支援計画とか社協活動指針のポイントですけども、大きくは2部制で構成しました。特に社協活動指針はそうです。

1部はそもそも地域共生社会ってどうとらえたらいいのという考え方で2部はそれを実現するためにどんな推進方策がありますか。というこの2つに分けて構成をしています。

1部の地域共生社会をどうとらえたらいいのというということについては、2つほど問題意識がありまして、1つは地域共生社会がややもすれば表面的な理解、単に地域の中で助け合いを進めていきましょうというスローガン的な提唱のされ方をされがちであることに対して本質的な共生社会の意味を踏まえた上で、各自治体でこの言葉を使った地域福祉計画をつくっていく必要があるんじゃないかなということが一つ。

2つめは、やはり次のステージに入っているということを相当意識しないと、従来どおりの地域福祉、例えば、社協でいいますと地区社協をベースにして地縁組織なんかを少しベースにした地域組織活動を中心やっていきましょうという従来やってきたことの継続みたいなことにとらえられがちなので、地域共生社会ってそれって従来からいってきたことだよね、地域福祉の実践方法についてもこれまでのものを踏襲していくんだよねととらえられがちなので、そうではないという認識をもつということもあった地域共生社会のとらえ方をこの中では、かけています。

ちょうど県の支援計画のときには、ユニバーサル社会づくりのガイドラインもついていましたので、それをふまえて理念を位置づけました。

今回は社協活動指針をベースに内容紹介をしようと思っていますので、資料7をご覧いただければと思います。

今、ご説明した内容が3ページ、のところに地域共生社会とはっていうところが書いてあります。この議論の中で書いていこうとなったのは、そもそも地域共生社会というのを言わされたしたのは、社会福祉の分野では、1970年代くらいの障害福祉の分野で反差別、反排除ということで社会参加の確保とか人権改革という流れの中で使ってきた言葉が最初です。今再び国の方で提唱し始めたことの背景は、こういった国民運動があるわけではないが、一方で社会的な孤立とか排除ということが障害者だけではなくって、広く深刻化したり拡大しているという認識にたたなけばいけないんじゃないかなというのを、この地位共生社会のとらえ方の中では解説をしています。なので、例えば単身化社会がこれから進んでいくて、家族っていう最小単位のコミュニティも弱くなってきていて、地域も一枚岩ではない中で、拡大化深刻化していく社会的孤立、共生社会にならない現実を、これから地域福祉としてどうとらえていきますかという課題認識が必要だろうということをこの中では提起をして、また県の支援計画でもこういう認識にたって、社会的孤立の排除を地域福祉としてどうとらえていくのかっていうことをとらえています。

第3期でも社会孤立の排除というのはかなり意識したが、より第4期の中で強調して考えたということです。

社会的孤立排除をとらめた、地域福祉の推進方策として何があるのかということについて議論したのが、6ページです。

#### 4つ推進方策を記載しています。

1つ目がこの学識者会議の審議事項の3つ目にもあがっていることですけど、まちづくり施策と連動させて、小地域単位の自治づくりとどう進めていくのかというのが1つ。

2つ目が地位福祉のネットワークで、漏れのない相談支援体制であったり地域づくりをどう支えていくのか。推進方策の3が総合相談支援。これらを支える地域福祉マネジメント、先ほどガバナンスという言葉もありましたが、地域福祉をマネジメントする、計画の在り方というのを推進方策の4つ目に入れています。おおよそ内容については、県の支援計画では、順番であったり表現が異なるが、これを下敷きにベースにしながら議論を行っていただきました。

1つずつご紹介させていただくと、推進方策の1つ目の、まちづくり施策と連携した小地域福祉活動の推進ということですが、これを前面にもってきたことは、個別支援の手段として地域を強めていくというわけではなく、そもそもが福祉的な自治形成ということを高めていく中で、地域力をつけていくという意味で、地域力強化というところをまず最初に持ってきてています。その中でも2つベースとなる考え方がありまして、個人を包む多様なコミュニティとか協働性がうまれるような地域づくりをしていく、これは社会的孤立、一人ひとりが孤立している中で、もう一度そういった方々が入っていくような、コミュニティを単一ではなく、多様に社会の中でできれば地域の中でつくっていくということを考え方の一つにしています。

もう一つは、一つの地縁組織の中だけでコミュニティを形成するのではなくて、いろんなコミュニティが連携しながら、持続可能な地域コミュニティをつくっていくということで、このベースとなる二つの考え方で方策をたてています。9ページ以降がそれぞれこの考え方で、どうなっていくイメージなのかを記載しているものになりますけども、レジュメの方では、5つ地域福祉の推進方策をあげています。

1つ目は小地域福祉推進組織と住民自治組織によるまちづくり協議会とか、市民自治協議会というかたちで、各地域で組織されている組織体とかと連携していくということになります。

これは地域福祉とコミュニティ施策との連携ということになりますが、尼崎の場合は、

自治体イコール社協ですので、ちょっと他市とは違うが、兵庫県全体でみると、40市町のうちの半分くらいは、こういったまちづくり協議会っていうのが、小学校区域ごとに組織が進んできています。この辺は平成の大合併を受けて、地域組織強化というのが行われてきたが、そこと從来ある地区社協とか地域福祉推進委員会みたいなものが別々に存在するのではなく、うまくビジョン、計画を一緒にしていったりとか要は、阪神間でももともと地区社協があったところなんかでは、まちづくり協議会の福祉部会として、具体に組織を連結させて、組織統合しながら地域づくりと福祉を一体に進めるといったやり方が出てきています。

2つ目の特徴としては、セルフヘルプグループ、これが当事者同士のコミュニティ形成、孤立しがちな方同士がまずは、力をつけていく、一緒に分かち合って進めていく、セルフヘルプグループそれから社会教育との連携というのをしながら多様なコミュニティづくりを支えていきましょう。といってこれも尼崎は公民館エリアでしようとしていることなので既にこの方向で進んでいることだが、こういったことの打ち出しましていきます。

もう一つは、3番目に挙げているのが、地域ニーズの仕事化ということで、仕事化といふと就労のところで難しいが、今まで有償のボランティア活動でやってきたような活動を仕事として、地域の中で興していくというような取り組みも地域福祉の中で支えていかなければいけないという打ち出します。例えば、障害をもった方が集落で買い物難民になっていたり、生活支援で困っている高齢者のニーズにこたえる移動販売車を障害をもった方が障害事業所として、そこで就労しながら地域ニーズを満たしていくという取り組みや、尼崎でも地産地消でNPO法人障害事業所がリサイクルショップをオープンさせてと聞いたがそういった地域密着のニーズに対して、そこの地域の障害をもった方が、高齢者あるいは女性の方々、ひとり親家庭の方々が小さな仕事が就労のひとつの場をつくっていくというのがこれから、昔からコミュニティビジネスとかで生きがいサポートづくりとかで取り組んできましたが、改めて今回の地域福祉、地域づくりといったときに、必要になってくるんじゃないかなということをあげています。

あと4番目と5番目は、小地域福祉計画づくりと、地域支援のチーム形成というところになります。地域支援のチーム形成というのはわかりにくいと思うが、15ページの指標の4になります。従来地域づくりを支援するとか地域福祉組織化となると社協に配置されているコミュニティワーカー、専門員の方々が中心となっていたが、それだけではなく、行政庁内の中でも連携しながら、あるいは福祉業界の中でもコミュニティワーカーだけではなく、介護職員や相談支援専門員がチームになって一緒に小地域に入っていくというようなことで、ここでは地域支援チームという呼び方をしています。このあたり実は、介護保険から始まった介護保険の生活支援体制整備事業から始まって、チームと言わなくて生活支援コーディネーターさんと社協のコミュニティワーカー、あるいは地域包括支援センターがエリアを一緒にもっていくというようなことで体制を作っているところも出てきています。そこに行政のコミュニティ政策課も一緒にあってそれぞれの小学校区なり、中学校区なり、小エリアをどんなふうに支援していくのかということの共通目標をもって、行政も社協も包括も一緒にそのエリアをみていくといった取り組みが、生活支援体制整備で弾みがついてきているんじゃないか活動の芽が出てきているんじゃないかと思っていますが、こういったものを高齢政策課だけではなくて、まちづくり部局なんかも入りながら、地域と一緒に支えていくチームをそれぞれの自治体でかんがえていただきたいということをこの指針なり、あるいは県の地域福祉支援計画の中で記載をさせていただいている所です。

あと二つの方策としてあげておりますのが、17ページになります。これもすでに尼崎市では圏域ごとのネットワークづくりというのを今日も資料の中にしめしてらっしゃ

いますけども、17ページの指標の5の下の図になりますが、エリアごとですね、自治会とか町内会エリアの小さなエリアから小学校区エリア、中学校区エリア市町域というエリアごとに住民が話し合ったりするネットワークを作っていくましょうというような、この地域福祉ネットワークの形成、これは第3期でも提案をしておりましたけども第4期の今の県の支援計画の中でもこれより具体に解説をしたかたちで入れ込んでいます。結局包括的な相談支援体制といったときにワンストップの一個の相談窓口を行政がもっているだけではなかなか、解決にまでは至らないし、早期発見といったところまでは及ばないので、より身近な地域の中でそういったことが初期段階でできるようなネットワークづくりのことをここでは提案をしています。このあたりについては、特に強調していることがレジュメでいいますと、裏面に記載をさせていただいる4点あります。

1つはこれは平成27年度からの介護保険の生活支援体制整備で協議の場をつくりましょうということが進められておりますので、その圏域とこの地域福祉の圏域話し合いの場ができるだけ早い間に地域住民が気付いて見守りをしたりとか生活支援ができるようなネットワークをつくっていく圏域っていうものをばらばらとするのではなくって、その整合性をとっていきましょうということを入れております。

2つ目は、小地域で地域の住民、場合によってはヘルパー、ケアマネ、包括の方々も参加しながら必要な話し合いの場をつくっていくというようなことの地域支えあい会議、見守り会議こういったものも県内でいくと40市町のうち半分くらいが、全部のエリアにそれができているわけではないんですが、尼崎含めそういった取り組みが進められていますので、今後5年10年くらいかけて、そういうことを推進していきましょうということを書いています。

3点目が、多職種の福祉専門職が初動体制、地域の一番窓口に専門職がなっていって、それぞれ虐待対応であったり、あるいは介護のプロであったりとか福祉職の専門性をもってらっしゃるワーカーさんにも地域住民と一緒に協働したりとか、初期相談ができるワーカーを地域の中で、今も多職種の福祉専門職がそういう対応をしていくといった提案をしています。

4つ目はプラットホーム型で幅広い関係者と連携協働しながら、今はない資源を作つていきましょうということで、これはもう既に災害であったりこども支援であったりとか、いろんな分野で各地域で工夫して進められています。本当は社協がこのあたり腕をふるうところだと思うんですけど、こういったネットワークによる課題解決の促進っていうことを、この推進方策の2番ではメインに当てています。3番目にあげてますのが、包括的な相談支援体制ということでここが総合相談になります。総合相談については、いろいろあるんですけど、仕組として、書いているのが26ページの一番下の指標7になります。

総合相談については行政の中でワンストップの総合相談窓口をつくったら解決するというわけではないということで、4つの仕組みをつくっていきましょうという提案をしています。1つは地域福祉ネットワーク、これは先ほど申し上げたエリアごとのネットワークづくり。

2つ目が府内、社協組織内の連携、府内連携については第4期の地域福祉支援計画では一定、ページ数を割いて、強調をしているところになっています。実践として府内連携が大事だということは認識されているもののそれをどんなふうに動かしていくのかということは、尼崎もそうだと思うが、どここの自治体も試行錯誤しながら取り組んでいるところ

ろです。

3番目が、社会福祉法人間連携です。法人が地域広域活動をするのが社会福祉法の中で位置づけられたということもあるので、社会福祉法人同士が分野を超えて手を組むことで1つの地域のセーフティーネットみたいになっていくということで、兵庫県でもそういう方針のもと、40市町中の半分くらいの市町でこの「ほっとかへんネット」という名称で社会福祉法人間のネットワークを作っています。ただ、協議体はできたが、具体に制度の狭間の課題に対して、社会福祉法人同士が連携して相談支援ができているかというとまだごく一部の取り組みですが、この間の国の審議会で厚生労働省の研究委員会の中で、神戸市の垂水区の「ほっとかへんネット」が発表をされていますが、そういう連携を通して障害分野と児童分野普段はあまりつながりがないが、そこがつながることによって、世帯支援、家族支援ができたりとか、あるいはこれまで地域の資源を、なかなか知らなかつた福祉法人の方々が、地域に出て行って、そういう初期相談を受ける体制をつくりたりとか、あちこち少しずつだが、そういう取り組みが生まれていますので、そういったこともひとつ包括的な相談支援を尼崎市の中でつくっていくというときのひとつの取り組みになろうかと思います。

最後4番目が、権利擁護支援の仕組みということで、これは4番目ですが、一番ベースというか、一番基本になるところの権利擁護の仕組みで、ここも権利擁護センターがあればいいという話ではなくって、どちらかというと虐待防止とか、権利擁護というところについてにいえば、地域包括支援センターだったりとか、障害分野では既に虐待防止センターというのがありますので、そこをどう連携しながら、支えていくのか、バックアップしていくのか、っていうことの仕組み図みたいなものが必要だろうということで、権利擁護支援についての仕組みというものを入れています。

最後にこれらを全体で推進していくためのものが地域福祉計画ということで35ページ以降に記載をしておりますが、ここは県の支援計画の中でも、2つのことを入れています。

1つは、地域福祉計画の実体化ということで、なかなか特定財源をもたない地域福祉計画が上位計画にこの度なったということで、その理念に終わらせらず、具体的な施策をどうつくり、動かしていくのかということについて、実体化という言葉を県の支援計画の中でも使っておりますが、これもなかなか書ききれなかったところでどうやったら実体化できるのかっていうところが次の宿題かなと思っております。

もう一つは、事業ができているのか出来ていないのかというチェックに終わらないような進行管理とか評価をしていく、これまで第3期の計画までは進行管理についてそこまで踏み込んで書いてはいなかったけども、第4期の地域福祉支援計画とか、活動指針の中でも、第三者を入れた外部の評価委員会を組織して、府内連携をベースにしながら、この評価、進行管理をおこなっていくというようなことを入れています。その中ですべての事業をまんべんなく、評価、点検するというよりも、どの回転軸をベースに他の事業に波及させていくのかという軸の見極めであったりとか、その点検というところを外部の方々と一緒にしていくことが、重要になってくるのかと思っています。

資料6はあまがり使わなかったんですけど、大体の内容は、この資料の7と6が少し重ね合わさりながら今回出されていますので、資料の7を中心にご説明をさせて頂きました。

### ○座長（松原委員長）

ありがとうございました。

第4期の県が作った計画とそれに先立って作られた県社協の活動指針が、今までの活動から一つ踏み出して、そういう展開になるのかなと思います。ご意見、ご質問あわせて承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

### ○富奥事務局長

社協という立場は離れますぐ、回転軸という話がありましたが、生活困窮者自立支援法ができたあたりから、困窮者支援というのが、尼崎にとっては、どこに送ったらどんな解決ができるのか、困窮者は救う対象だけではなくて、当事者として活躍の場として、回転軸というのは地域福祉の協議会の場で一つ議論になるのかなと思います。

### ○作田課長

生活困窮者の部分と重ね合わせるとどういう展開ができるのかなというところになると、地域の方と連携ができたらなと思い聞いておりました。

### ○座長（松原委員長）

生活困窮者を担当されていた林さんは、ひきこもりなんかでこういう地域福祉の計画と、生活困窮者自立支援と重なりとか、あるいは交流できそうな点があるとか何かありますでしょうか。

### ○林所長

まず、地域の中で問題になっていることが、窓口に来るまでにいたるのかどうかっていうのが一つと、引きこもりに関しては、一定の専門性が必要になってくるであろうと思われるが、今その行政の中でそのひきこもりに関して専門性をもっている部署があるかというとない状況ではないかと思いますし、足りない部分が何かということを議論する壇上というのが、地域でやるのか行政がやるのかというところが決まっていないので、そこをどう作っていくのかということところがこの議論の中で考えていけたらなと思います。

### ○座長（松原委員長）

一番最初に林委員がおっしゃったことは、基本的に、申請主義できた者をどうやってアウトリーチしていくか、あるいは問題をどうやって発見するか住民が発見した声をどうやって拾い上げていって、次のアクションに結び付けるかという、それが一つの話それから引きこもりに関しての専門性というのは、なかなか引きこもりもいろんなパターンがあるので、何が引きこもりの専門性かということについても精神的な問題なのか、それ以外のことなのかとかいろいろあるので、その専門性がこの領域の人になかかっていたら、引きこもりが解決するという話ではきっとないと思う。新しい社会現象というか社会問題、従来のパターンではどういうふうに解決できるのか、できていないのかということの拾い上げていくことが一つ大事なことかもしれません。そういう意味では高齢者の方では地域福祉を先取りしたようないろんな取り組みはやってきたわけですから、寺沢課長、何かこういうフォーマットこれまでやってきたよというような、福祉にはこれが足りないよとか何かございますでしょうか。

### ○寺沢課長

3ページのところで上の真ん中の右側、差別偏見含めた孤立排除の厳しい現実を認識したうえで、社会的に弱い立場の個人が認められ、軌跡を乗り越えること抜きに共生社会は実現しません。国は共生社会だ。と言っているんですけども、それに対して下の部分、

共生も地域づくりもそこに暮らす住民以外によって強制されるべきものではありません。逆に言い方は悪いが、国は共生社会だと言ってる、だけどそこに暮らす住民は全然そんなことを思っていない。国からは強制されているんだという雰囲気がまだまだあるなとは思っています。

そんな中で住民の意識をかえていくために我々がいるのは重々承知しているが、意識を変えるにも住民の中に武器がないと思っています。住民の方もお手伝いはするけども、キーパーソンとしてずっとみることはできないというところで、じゃあキーパーソンはだれがするのとなるととりあえず市がする、とりあえず気付いた人がやっているという現実、それが一つ体系化するということを考えていかないといけないのかもしれないけど、そんなことは一市町でできることではないのかなと、そこがすごく感じたところです。

#### ○座長（松原委員長）

確かに見つかった時に、よく支援の仕方として伴走型とかいうけど、そんだけ人をつけることもできないし、予算もないしで、どんな伴走をするのかという問題はありますよね。

#### ○寺沢委員

しんどい人にはずっと寄り添ってないといけないんだけども、結局一番重そうな、例えば後見人にお願いするなら後見人よろしくで、後見相当じゃないとなったら、我々市がみるケースもあるし、ケアマネに任すケースもある。

#### ○座長（松原委員長）

冒頭におっしゃったのは、その人にとってのコミュニティを複合的なものをつくるようによしようと、それができないから排除があるわけだけども、体制をつくっていくことでだれか一人が伴走ということにならないように、いろんなコミュニティに属するということが大事だと思う。都市によってはこれが可能。都市によっていろんなコミュニティがありますからね。

#### ○荻田委員

今あるコミュニティにその人が入っていくにしても、新しいコミュニティを作るにしてもすぐできるわけではないところが、悩ましい。そこまでずっと伴走し続けることになるんだろうかということになるんだと思いますが、専門職が対個人を支援していくことだけではなくて、コミュニティの力でその人を包摵していくような、コミュニティ支援みたいなところの視点もこれから。

#### ○座長（松原委員長）

そのときのコミュニティというのが、小地域だけではないというのが、今回ある種の脱社協。今はSNSとかいろんなコミュニティがあるので。

#### ○伊藤委員

先ほどの報告事項1番の内容と今の議論の内容とあわせて、感想めいたコメントになるが、庁内の連携とか他領域の連携、横串ということともキーワードとして大事にされてきているところなんですけど、横串だけではなくて、今起きている問題に対して、複数の専門領域の目を向けるという連動性、これから予防的な計画をたてることが予防的な視点を入れていくときに、連続性みたいな視点も大事なんだろうなと思う。

例えば、引きこもりの問題にしても大人になってから引きこもりになる人ももちろんいるが、子供のときに不登校だった、子どものときに親子関係であったり、虐待があつて

の今の引きこもりにいたっているんだったら、そうなる前に何ができるのかというところから、今のこども家庭福祉で何をするべきなのかを掘り下げて考えていく必要がある。とか貧困の連鎖もそうだが、縦軸と横軸と両方の視点から多領域でみていくような取り組みとかが必要なのかなと思いました。

あと、二つ目がこども家庭福祉の分野がこども家庭福祉以外の高齢者や障害者の分野をどう理解した上で、自分たちのやれることを考えるというところと、自分たちのこども子育て家庭、子ども家庭福祉の直面している課題をどうシェアしていくのかというところが非常に課題になるなど。住民主体という言葉が地域福祉の中にでてくるが、住民として子どもがどれだけ認識されているのかというのは、かなり弱いところかなと思うので、その子どもをどうとらえていくのかというところを意識していきたいと思います。

#### ○清水課長

子ども子育て審議会では、子どもの虐待、引きこもりなどを考えているが、確かに家族まとめて支援する、地域の中で支援するという議論になかなかなっていないという実態があるので、子どもに関する事を市全体で取り組んでいければというのと、この場で議論されていることをどういうふうに考えるのかというのは欠けていた視点かなと思います。

#### ○座長（松原委員）

確かに家族政策という視点があまり日本はない。だから子どもの虐待というけど、実は親の病気、無職、低所得、障害、とかいろんな要因があった家族としてどういった課題を抱えているのかということを見ないで、複合化した問題を家族をユニットとしてみたときに問題がみえてくるし、そこに集中的にかかわっていくというのが大事なのかもしれません。

#### ○西野課長

資料7の5ページにあります兵庫県が目指す地域共生社会の姿の6つの要素が書いてあるが、高齢者施策を所管しているので、5番の参加、参画を通じて、あらゆる人が自分らしさを発揮できることということところで、これからどんどん高齢者の数が増えていくので、その中で高齢者が自分らしく生きていくという意味では、この6つの要素はよく表現されているなと感じました。

#### ○前田委員

回転軸について、おそらく仮設が10なり20なり必要になってくると思うが、引きこもりであったり生活困窮もそうだと思うが、共生社会というとらえ方をすると裏の課題というかソーシャルインクルージョン社会的包摶包含でネットワークの網にもれたひとたちをどれだけこの地域にあるんだということになってくると思う。なので、一つに絞らないで、例えば各市町でもっているような問題を仮説として出して、やっていくのが一番いい方法じゃないかと思うのと、それから変にひとつにしほばってしまうと、その提言に最初からなってしまうと非常にかたいものになってしまうと思います。

私はもともと高齢者の専門だが、例えば高齢者が地域の中でいじめ問題が発生したこは空き家の問題があるここはゴミ屋敷の問題があるいろんな社会問題がいっぱい出てくるかたちなんですね。どんな社会問題がいっぱいあるのかなというあぶり出しが必要なのかなと思う。

### ○座長（松原委員長）

今おっしゃったことで、資料5の県の地域福祉計画の概要で4で基本目標、基本理念、推進方策とありますが、その基本理念、社会的な包摂、排除に対しては、排除というのではなくて、制度に入れないあるいは社会関係から見落とされているとか、いろんな側面があると思います。だから例えば労働市場に自由に競争して入るというのは、あなた障害があるから働けないよとか何歳以上だから来てもらったら困るとかの労働市場からの排除、あるいはいろんな制度からの排除、それをなくしていくというのがソーシャルインクルージョンです。それから社会問題ととらえだしてもいいが、生活福祉課題に初期に気づきそれに対応していくと、この社会がもっている脆弱性を個人の責任に帰するんではなくて、それを社会として対応していくという意味でリスクマネジメントをあげています。そのためには、先ほど住民自治と、あるいは住民によるガバナンスというかたちでコミュニティづくりというので、第3期からの引継ぎを県にいれさせたところなんんですけど、そういう視点でっていうので、あぶりだしのときの一つの基準になるかなと思ってこういった理念を掲げています。

### ○富奥事務局長

資料4の(3)の④の社会福祉法人間の連携というところで、最近31年の3月に尼崎でも広域的な取り組みをするためのネットワークを市内に本拠地を置く企業50弱ありますが、そのうち40くらいにお声がけをいただきまして参加をいただいております。まだスタートしたばかりですが、徐々に法人ごとの理解も進んでいるところです。ただ尼崎の場合、児童、保育関係の法人の分野が少し多いのが特徴ですけど、もう少し市内の法人に地道に説得していきたいと思います。

### ○足田局長

民間の社会福祉法人にセーフティネットを広めているという感じがするんですけど、地域に求めているというわけではないんですかね。リスクマネージメントが大事だというのは前から思っているが、なかなか連携というか自治体の成り立ちの関係もあって、地域は何かを押し付けられる場だと住民の皆さんを感じているところがあるので、だれが何をやるという想定になっているのか、県社協ではだれに何をやってもらうという観点で考えているんですか。

### ○荻田委員

第一義的な生存権であったりとか、そこの責任主体については、各自治体行政にあるものの、実体としてセーフティネットといった場合、生活をどうささえていくのかといったときの地域のセーフティネットの一翼を担うのが、ひとつは社会福祉法人の使命であり、役割であろうというところで、社会福祉法人のネットワークによって地域のセーフティネットの一翼を担うというやり方で、各市町の法人さんに働きかけをしているところです。

### ○富奥事務局長

こういった話を法人さんと何度も話を進めているが、例えば何をしたらいいのか何ができるのという話になったときに、まさに施設のコーナーを貸して住民の方が集まるようにして、そこで生活の話をするようになってたりするわけだけども、そういうのを言い換えると総合相談窓口機能をもつことになるんですよと言っています。

### ○座長（松原委員長）

さっきの属するコミュニティが、複合化している多様化しているという議論と同じでセーフティネットのひとつじゃないかもしれないですね。

基本は公的責任ということで生存権は保証しないといけないけども、個々の小さな問題に気付くとかいうようなことは申請主義の中では難しいので、住民からあがってきたときにどこで対応するのか、どこでネグレクトしないのかということだと思いますね。社会福祉法人の役割というと、大阪では社会福祉法人に寄付をさせてコミュニティソーシャルワーカーの財源にしていますよね。

#### ○前田委員

そうですね。それと児童系の社会福祉法人はなかなか厳しいが、社会福祉法人自体が社会貢献をしないといけないとなつたが、何をしたらしいのかわからないと、そういうところで指針を出すのも一つかなと思います。お金はたまるが、何に使っていいのかがわからない、どんな貢献の仕方がいいのかがわからない。そこらへんで計画をたてて一緒にどうですか。というのも一つかもしれない。

#### ○高橋課長

話が戻ってしまうが、3ページの一番下の住民以外によって強制されるべきものではないというのがすごく気になって、尼崎には本当にいろんな方が住んでいて実際地域振興体制の再構築ということで地域担当職員が配置されている、それぞれのところで住民発意に基づいた地域づくりをすすめているんですね、実は福祉課も6地区回って、その職員向けに地域福祉はこんな課題がある、孤立であったり、差別であったり、その結果が自殺であったりとか、災害時の助け合いが難しくなっているとかという話をしているが、地域課の職員的にはそれが重たいと言われてまして、要は地域課の職員が地域住民に対して何かを働きかけよう、地域発意といったときに、その地域発意が声をあげる人にとっての発意になってしまふと、そうではなくて、声をあげれない人がいるからその人たちを支えるための働きかけを皆さんが地域の人にしてもらわないといけないんじゃないですか、といったことになると強制ではない、むしろそういうことを地域の人に考えてもらう働きかけをしてくださいと（地域課の職員には）伝えているが、それが重たいと言われている。非常に難しいと考えているのが一つ。

もう一つが、府内間の連携のところで、地域の人が非常に困っている、地域で非常にいろんなことをしつついる人が先ほどのひきこもりの問題とかゴミ屋敷の問題とかの相談にくるけども、それに対して、行政が一緒に考えましょうという体制にかならずしまつていません。窓口に来た人の相談にのるスキームはある程度できているがそこまでできていない、行政の中の職員間の認識がまだできていない、そういうところが府内間の連携がまだ難しいのかなと感じています。実際南北の保健福祉センターの職員と本庁の我々の共通認識が難しい部分があるのかなと感じています。そこが地域福祉の難しいところなのかなと思います。

#### ○座長（松原委員長）

社会福祉というのは、今まで金銭を中心としたり、あるいはサービスの再分配ということに入ってきたわけですが、こういう地域の自治というのはある意味権力の再分配ということを念頭におかない、情報が一方の人に偏っていたり、あるいは発信力が偏っていたり、行政や議会に対する影響力が特定の人に偏っていたり、ということで権力の再分配をある程度念頭に置いておかないといけないと思う。そういう意味では皆さんの声を聴きますといいながら、アドボカシーの役目をソーシャルワーカーなりだれかがしていかないと、その人にとってかわって発言する、声なき声を出すということをやらないと権力の再分配というのがならないと思います。そういう意味では、地域というのは特定の人に権力があって、権力に行き届いていない人を排除と呼んでいるわけですから、まさしくこの包摂の問題というのは、権力というものが焦点にされていなかった、特に福祉の業

界ではね。実はこれは、地域振興の体制とかいう話になると、だれが決めるのかとか、だれの声をどこまで聞くのかというこういうパワーの問題はこれからきっと考えていいかなといけないのかなと思います。

○座長（松原委員長）

時間の関係もありますので、質疑はここまでにしたいと思います。荻田委員ありがとうございます。次の審議事項の市民福祉総合政策学識者会議の今後の進め方について、事務局から説明願います。

○事務局

資料に基づき、説明。

○座長（松原委員長）

ありがとうございました。委員の皆様、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○伊藤委員

スケジュールの中で今日が1回目で2回目までの間に地域福祉専門分科会があるんですけど、例えば、こども子育て審議会との連携というかそこで話し合われた内容をどこまで反映させたらいいかとか内容の見通しは何かありますか。

○高橋課長

今、こども子育て審議会の方でいろいろ計画を考えておられると思いますので、それについてはその都度ご報告をしていただきたいなと思っております。

事務局の方からというかたちにはなりますが。その進捗の度合いは事務局と調整ができていませんので、そこに関しては、具体的にはいつの段階でするというのは、まだ検討中です。

○座長（松原委員長）

ここが、市民福祉総合政策なので、家族であれ地域であれそして様々な行政分野であれ、総合政策をやっていくというのがここですから当然いろいろな部会から、こどもだけじゃなくて、例えば住宅、など幅広く聞いてそれをトータルに考えていくというのがこの会議体の一つの役目ですから。あまり領域とか考えないように。

この検討チームが事例が豊富でそれをもとに、連携の在り方とか仕組を考えたらいいかなと、特に松澤委員がおっしゃっていたので、この検討チームでどういう事例を取り扱ったりするのかといったことを含めて、検討チームのこれから動きをまた教えて頂いて、あくまでここは意見をおきしたり、協議するだけですが、それを踏まえて、個々で持つて帰って、ここで固めて市長なりに提言することはできますので、ぜひこの場を活用してください。またそれを市長が望んでいらっしゃるので、ぜひお願ひしたいと思います。具体的にはこの検討チームはいつからスタートしてどんな話を展開するのかというところや日程を委員のみなさまにご紹介いただいて、そのテーマだったら私が行きましょうということで手を挙げて頂いたら、オブザーバーにはなりますけど、アドバイザーのつもりで行っていただきたいと思います。

○高橋課長

説明の補足で、資料12で今しごとくらしサポートセンターの方で、複合的な課題を抱える事例を3つほど書かせていただいています。このどれを検討するのか、もしくは全部

検討するのか、というのは今後地域福祉推進協議会の中でやっていくことにはなりますが、資料12はそういった具体的な事例をあげたものになります。

○松澤副委員長

推進協議会 자체がこのまるごとチームで事例検討された結果の出口はどうなるのか。

○高橋課長

推進協議会 자체は付属機関ではありませんので、意見交換の場です。お互い社会資源の共有であったり意見交換をしたりという場になります。ただ、そこで出た意見については、この府内推進会議のなかで検討させていただいて、必要に応じて事業化をしていくようなイメージをもっているけども、実際に事業化しようと思ってやる場合には、社保審などのお墨付きは必要になってくるのかなと思いますので、また社保審の方にもアドバイスをいただきながら進めていきたいと考えています。

○座長（松原委員長）

またこの検討会議で出てきた、普遍的な仕組の欠陥とかあるいはこういった仕組をつくったらしいんじやないかといった仕組の提案を提言の中に入れていくのは十分に可能で、また必要だと思います。

○松澤副委員長

この事務局は南部福祉相談支援課か。

○高橋課長

地域福祉推進協議会は福祉課が主たる事務局にはなるんですけど、南部の福祉相談支援課も事務局というかたちで合同事務局というかたちをとっています。

○林所長

この地域福祉推進協議会の前身で、生活困窮者自立推進協議会でもこういったことをやりたいなという気持ちはあった。当時は事例の紹介までにとどまっていたが、今回のようなかたちになったことはいいと思う。ただ、構成メンバーが行政のメンバー中心になるので、前向きな議論ができるのかというのが、若干心配ではあります。

○座長（松原委員長）

時間の関係もありますので、質疑はここまでにしたいと思います。

次、福祉関係窓口における情報共有について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料に基づき、説明。

○座長（松原委員長）

これは、実際のところ、役所の中での使い勝手はどうなのか。

○事務局（高橋課長）

生活保護システムについては、20年以上前のシステムを改築、改築で使い続けており、単なる計算システムなってしまっているので、ケースの分析等には使えない。

現在システムの入れ替えの準備をコンサルをつけて行っており、3年後ぐらいには新しいシステムに入れ替える作業をいままでに行っている。

### ○座長（松原委員長）

そのコンサルは自立につながるようなシナリオなんかがあって、「これを後押しすれば、生活が立て直される」まであるのか、ただ単にデータを入れていくだけのシステムなのか。

### ○事務局（高橋課長）

今のそのシステムの仕様を固めるためのコンサルを入れているところかと思います。つまり今現在のシステムの流れをどうするのかであったり、これからどんなシステムを入れていくのかということについて、検討を進めているところです。

### ○座長（松原委員長）

それと、今府内でA.Iを活用しているところはあるのか。例えば過去の事例などを入れていって、これは医療扶助だけでいいそうだと、いろんなケース、あるいは就労のほうに結び付いたりだと、生活困窮のほうでまず対応できるだろうとか。そういうケースを振り分けるとか、皆さん熟練していないとすぐにはできないだろうし、担当ケース数も多いだろうし、そういうベテランの方たちとの成功例やノウハウをA.I化しようというのではないのか。

### ○足田局長

効率化の観点から、情報政策分野や総務局分野で一定の研究は行われているとは思うが、例えば今の生活保護の話でもそうだが、クラウド化ということについて研究はしていると思うが、法定受託事務としての事務処理部分についてはやっていると思うが、自立というような分野については、手付かずであると思う。

### ○座長（松原委員長）

私が言いたいのは、基礎情報を入れていって、その情報をどのように共有するかという話である。それぞれ、これまで本当に尼崎市職員が苦労をして、失敗した事例、あるいは成功した事例。それをこの情報の中に入れていけば、一から全部やる必要がなくなる。異動先でも。やはり、ノウハウの蓄積はしていかなければならない。そうでなければ、勿体ない。単なる個人の手柄、あるいはしんどかったなという話で片づけてしまうのはいかにももったいない。それをいかに、ノウハウとして情報を加工できるよう。あるいは「こういうときはどんなシナリオが。」というようにある程度パターン化できるに越したことはない。それとカンファレンスとを組み合わせていけばすごく、業務が効率化できると思う。例えば今回の遺体遺棄を手伝った向日市のワーカーの事件みたいに、圧力的にやってくる人たちに、結局組織として対応できずに一人のワーカーに任せていたわけで。その結果、ああいうクレーマーであったり、圧力をかけてくる人間にどういう対応ができるのか。どうしたら犠牲にならない。あるいは、神戸の事件では、逆にワーカーが殺害してしまった。そういう、犠牲にもならないし、加害者にもならない。そこにいくまでに、そういうノウハウを、個人の技としておいておくだけではなくて、組織の文化として、みんなでノウハウとしてため込んでいくのかということが、私は本当の意味での情報の共有、あるいは情報の加工。それを共有して次の業務に使える情報にする。これができれば、皆さんの今までの苦労が、結実。それも足し算ではなくて掛け算で、結実するんじゃないかなと思う。出てくると思う。これから、A.I化は。

### ○松澤副委員長

2つ質問があります。

1つめは子どもの育ち支援センターには、教育委員会から就学先以外の情報は法律で出してはいけないとなっているのか。それとも、尼崎市の教育委員会が「ここまで」と定めているのか。

### ○事務局（高橋課長）

就学先というか、要保護児童情報ということですが。詳細はわかりませんが、情報提供について条例改正を行った際に、弁護士の先生からだいぶ厳しい意見があったと聞いています。その調整の結果、必要最小限度ということで、ここに記載の情報を提供することができたと聞いています。

### ○松澤副委員長

2つめは、地域福祉推進協議会の事例検討に参加させていただくとなると、ここに所属の担当の職員の皆さんには、情報区分として、これだけあるものの中から必要な情報を取り出すことができるのですかね。で、事例に対してどういう、今、保護が行われているのか、保健所がどういうサポートをしているのか、というのが仮に見えるとしますやんか。

でも、事例検討の中には当然ながら外部も関わってくる。行政職員以外の人たちも関わってくる可能性があって、実際、連携してこの人のことをサポートしていくとしたら一定の情報を外に出さないとあかんという場面も出てくる可能性があるのだけれど。それについては、今、何か明確に縛りがある、あるいは曖昧である、個人の問題でケースに関わる事であれば相談のなかでそういう事については一定披瀝しても問題はない。どないなっとん。

### ○事務局（高橋課長）

基本的には、個人を特定できる情報というのは当然、外部には提供できないというふうになっていますので、そういったものが特定されないような、かたちの事例で。

### ○松澤副委員長

そうしたら、事例検討で実際に生活に困窮していて、子どもが学校に行っていない、行った時にその子どもの状態で障害があるかないかとか、親から暴力を受けて児相に相談に行った事があるかないかわからなかったら、という事があるのだけれども。

それは、ペーパーやことばでは言えても、その詳細な情報がここから取り出して云々ということはない、と。

### ○事務局（高橋課長）

事例を作る際には、当然必要な情報を集めて、場合によってはその事例の中に入れてみなさんで議論していただくことになります。適切な情報があれば、また確認して。

### ○松澤副委員長

と言うと、逆に言うと、児相が絡んでいるとしますやんか。児相の担当者がどなたで、その人がどういう援助方針をもっていてというのは、いわば行政の保健福祉センターの職員さんを経由してその人に聞いてもらって、また実際にどうするかは外部の人はそこからワンクッション置いて聞いて話を進めるという事やね。

### ○事務局（高橋課長）

そうなりますね。

### ○寺沢課長

ちょっと良いですか。地域ケア介護についても同じような個別の事案があります。

間違いなく同意書、同意書と言いますか、まずは参加いただく専門職の地域の関係者を含めて一筆いただく。議事録は、うちは今は配布していません。ペーパーも、事例を書いたペーパーも、ケースバイケースなのですけれども、基本は回収しようか、と。

で、国は、所謂、今度のインセンティブコンセプトで、そこで指標の一つとして加えているのが、地域ケア介護議事録をちゃんと展開していますか、イエスだったら抵触レベルなのです。という事は、せいということか、みたいな。

○松澤副委員長

少なくとも法的な守秘義務があるのと、専門職として当然ながらその人の専門職性から得られる守秘義務があるよ、というところ以外に、不安であるとか何だかんだ言いだすと、どうするのって話ですね。

今受けてやっているのは、やって良いよというところですね。

○寺沢課長

そうしないと、地域ケア会議が成り立たない。

○前田委員

私も事例検討をよくやるのですが、弁護士さんに相談しましたら、その各事例検討会研究会の中のコンプライアンスを明確にするためにちゃんと数を明記せよ、と。その会によって内容は違ってくる、と。

それと、個人情報保護法の例外規定というのがありますて、例えば命とかがかかってくる場合には、ある程度の情報を出さないと検討が出来ない。そこの例外規定を、このぐらいは例外規定を、大丈夫だと該当させていかないと、例えば本当に命が危ないような事例が出てきた時に、緊急性が必要になってきたら出すというような、どこかに客観的に明文化されているというのが一つポイントになってくるというかたちなので。

そこらへんの「事例研究」をなされるかたちであったら、そこらへんのこれは出すけれども、これは出さないなどといった、ちゃんとしたそっちの方の条文ですね、これを見て我々が判断するのではなく、尼崎でやるならばこれは出せる、これは出せない。

で、先ほどの松原先生の話と総合してお話をさせてもらいますと、松原先生はかなりのビッグデータがあるやろみたいなかたちのもので、あの福祉の方でプロファイリング出来ていない所がすごく多いのですよね。そこらへんのものが、個人情報がネックになってしまったり、コンプライアンスでここ突っ込まれると違うか、という事で結局まとめきれないような形になってしまうがあるので。逆に言うと、逆手にとったら、そこらへんかなり明確にしつたら、ある程度踏み込んだ事が出来るのかな、というような感じがあります。

と言うのは、実はかなり踏み込んだ事例を扱っているものですから、そこらへん弁護士さんと電話ではないとお金が高いのでダメなんですけれども、来てもらうわけにいかなかつたのですけれども、いちいち電話で確認しております。その弁護士さんがおっしゃるには、あまりビビりすぎると事例検討の本質を欠くような事になって、結局シャンシャン大会になってしまふかな、と。踏み込め、踏み込めという弁護士さんなのですよね。そこらへんちゃんと明確にしたらある程度踏み込んでいけるのかなというのと、松原先生がおっしゃっていたみたいに、将来的にAIで出来るぐらいしっかりしたものが出来てくるのかな、というのは感じています。

○松原委員長

プライバシー保護というのがよく誤解されているのですけれども、自分の情報を誰が持っていて誰が情報を共有しているか、それから自分の情報について自分がまた更新する権利がある、そのようにプライバシーの考え方方が変わってきているのに、とにかく情報は出してはいけないということで止まっているところが多いのですよ。

そういう意味では、貴方の情報はこういう所で利用されていますよ、こういう所で活用して貴方の生活を守りますという所を一筆とるというのも一つなのですね。

それから、もう一つは、先ほどの命に関わるところとか、例えば虐待などそうですけれ

ども、こちらあたりになるとある種措置の世界ですから、本人の同意とか、そんなの関係ないところの話ですよね。だから、こちらへんを分けて考えないと。個人情報を、プライバシーをどう考えるか、目的外利用をどう考えるか、まさしくコンプライアンスと言うか、ある程度の線引きを、ここだけの事ではないですけれども、尼崎市でどのようなふうに考えるかという事を。特に地域振興が入ってくるともっとそうですね、これは難しい答えで。こちらへん地域振興を含めてどんなふうに個人情報の扱いを市として。でも、たぶん何と言うかな。こういう問題解決に関しては一律ではなく二・三の基準を設けた方がいいでしようね。

○事務局（高橋課長）

たぶん個々のケースのカンファレンスとか、ケース検討会など実際の支援関係者が集まる場では、それぞれの法律に基づいて守秘義務を課せられてという範囲の中で個人情報のやり取りをしています。

今回やろうとしているのは、あくまでケース検討という事例ですね。具体的に支援につながるというよりも、実際の事例を元にして今のサービスの内容を考えていこうというようなイメージを持っておりますので。モデルみたいな、個人情報をそんなに取り扱わないというような前提に立っています。

○松原委員長

色々な団体がありますのでね。確かに。

○松澤副委員長

今おっしゃったのは、事例検討という意味ではそんなんだけれど、情報を使うというのは実際にケースを扱うという事なので、その意味でどうか。

それから、高橋さんが今おっしゃったように前者の方ではどうふりかかってくるのか。ネットワークは従って重要。それには一番簡明な方法としては、先ほどマネージメントというお話をありましたけれども、そこでどれだけ役割を果たすか。個人、行政の個人の職員さんというよりは、その部局とか仕事とかいうところで、どれだけこう整理していくかということが大事なのではないか、という意味で聞いたのですけれどね。

○座長（松原委員長）

それでは、最後に、事務局からお願ひします。

○事務局

先ほど、ご説明いたしましたスケジュールに基づきますと、次回の市民福祉総合政策学識者会議の開催予定時期は、10月中旬から11月下旬までの間となります。

今後、6月26日に開催される尼崎市地域福祉推進協議会において検討チームの設置が承認され、事例検討チームの実施時期が決まり次第、詳細について、事務局から各委員へお伝えさせていただきます。

その際、市民福祉総合政策学識者会議の日程調整の連絡も併せて送付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○座長（松原委員長）

それでは、これをもちまして、令和元年度第1回市民福祉総合政策学識者会議を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました